

Q14 外環本線の都市計画線内にある家屋は、都市計画法第65条による建築の制限により、建て替えが自由にできないのでしょうか。

A14 ○都市計画法第65条は、都市計画事業の施行地内において、施行の障害となるおそれのある建築物の建築等を行おうとする場合、自治体の許可が必要である旨を規定するものです。

○東京外環は地下にトンネル構造で建造されますが、地上の用途区域に応じた十分な耐力を有しており、通常の家屋等の建築であれば、障害となることはありません。

○建築確認申請は、通常の家屋等の建築でも必要なものです。その際に65条申請（様式数枚程度）が必要となり、お手数をおかけしますが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

○また、深い基礎が必要となる建築物等の建築など大規模な開発行為については、施行者※から詳細を伺う場合もありますので、大規模な開発行為を検討される際には、お気軽に施行者にご相談ください。

○なお、事業完了後は、都市計画法第65条は解除されます。

※ 東名ジャンクション（仮称）部：NEXCO中日本 東京工事事務所
その他：国土交通省 東京外かく環状国道事務所